

総会開催に関する基本方針

2013年9月23日 理事会確認

2015年11月22日改定

2019年6月16日改定

(法人の事業)

1. 定款第4条に定める法人が行う事業として、「会員の研究促進を目的とする会合」である総会を開催する。

(総会企画委員会)

2. 総会の企画のため、総会企画委員会（以下、企画委員会とする）を設置する。企画委員会については、別途規程を定める。

(プログラム)

3. プログラムは、総会担当理事と事務局が案を作成し、理事会で決定する。

(倫理面の確認)

4. 総会発表論文集原稿の倫理面の確認は、理事会の責任で行う。

(広報)

5. 会員への開催案内やプログラム等の印刷・送付、およびメールならびに WEB での広報は、学会事務局が担当する。

(経費)

6. 総会開催のための予算作成については、企画委員会と理事会が協議・協力して行うこととするが、予算の決定は理事会において行う。